

令和6年度

岩脇小学校防球ネット改修工事（2期）

（着手日指定型）


図面番号	図面名	図面番号	図面名
1	特記仕様書（1）	6	既存展開図（撤去）
2	特記仕様書（2）	7	防球ネット配置図（新設）
3	特記仕様書（3）	8	新設展開図
4	特記仕様書（4）， 附近見取図	9	新設展開図（2）， 詳細図（出入口）
5	既設配置図（撤去）	10	フェンス詳細図（撤去， 新設）

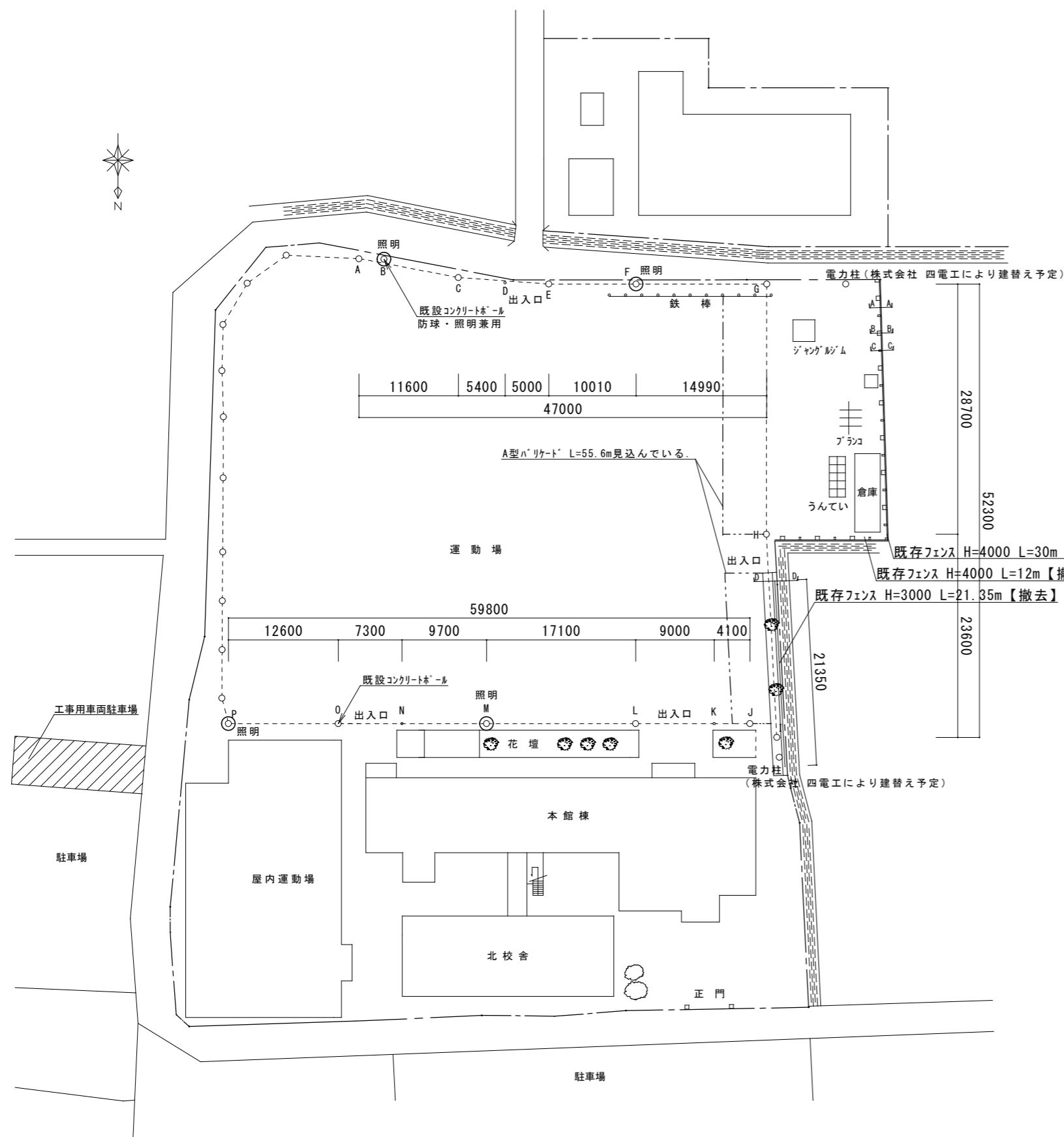
阿南市教育委員会教育部教育総務課

課長	課長補佐	係長	係	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
二章 一般共通事項	12 発生材の処理等	<p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合は、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全業写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>					<p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔現場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を試行しなければならない。</p>	
	13 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特任仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>・県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>(a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>(b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>・製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>・県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>14 化学物質を発生する建築材料等</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>・アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	<p>15 施工</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は教育総務課（TEL 22-3299）へ問い合わせ、工事に進漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>16 建設機械等</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p>	<p>17 遠隔現場の試行</p> <p>18 工事看板等</p> <p>19 仮設トイレ</p> <p>20 設計変更箇所確認</p> <p>21 工事検査及び技術検査</p> <p>22 完成図等</p>	<p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・しゅん工図（製本 部）（電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真1部）（着手前及び完成写真）、電子データ 部） ・使用材料一覧表（1部）（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ 部） ・保全に関する資料</p>	

		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785		<p>●工事名 岩脇小学校防球ネット改修工事（2期）（着手日指定型）</p> <p>●図面名 特任仕様書（2）</p>	<p>●縮尺 NON</p> <p>●年月 令和6年4月</p>	設計	図面番号
							2

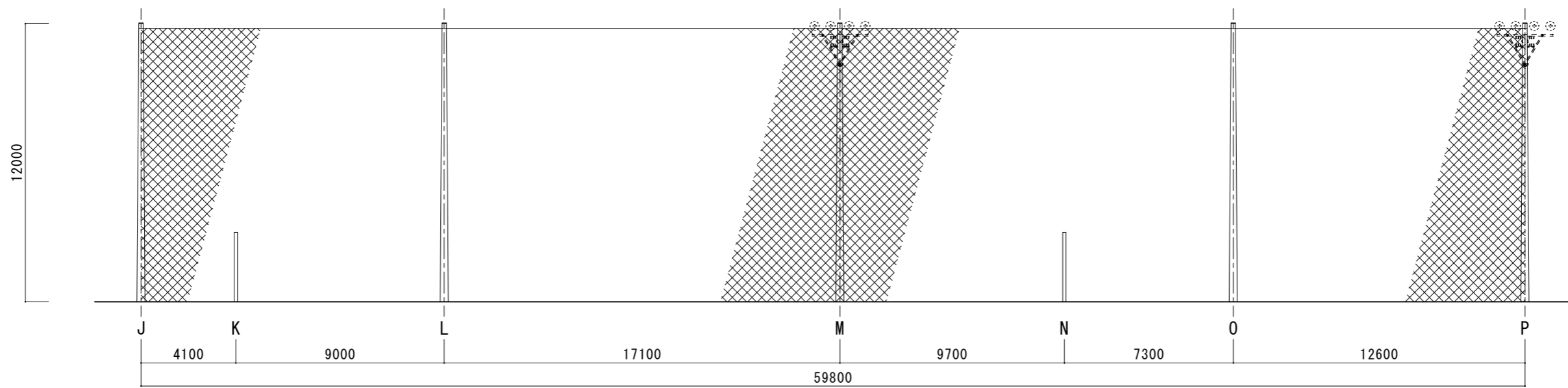
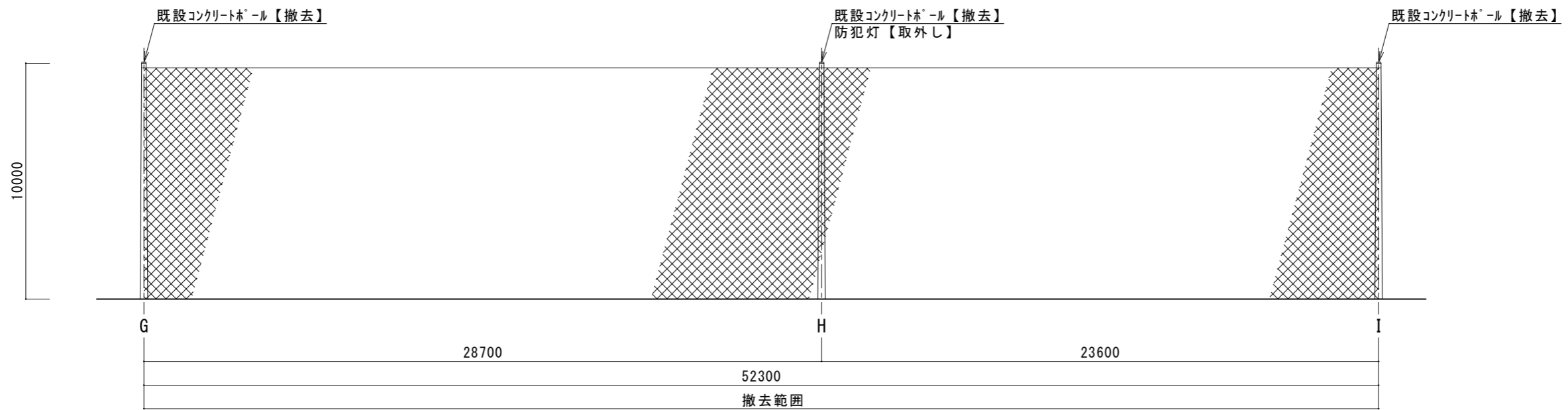
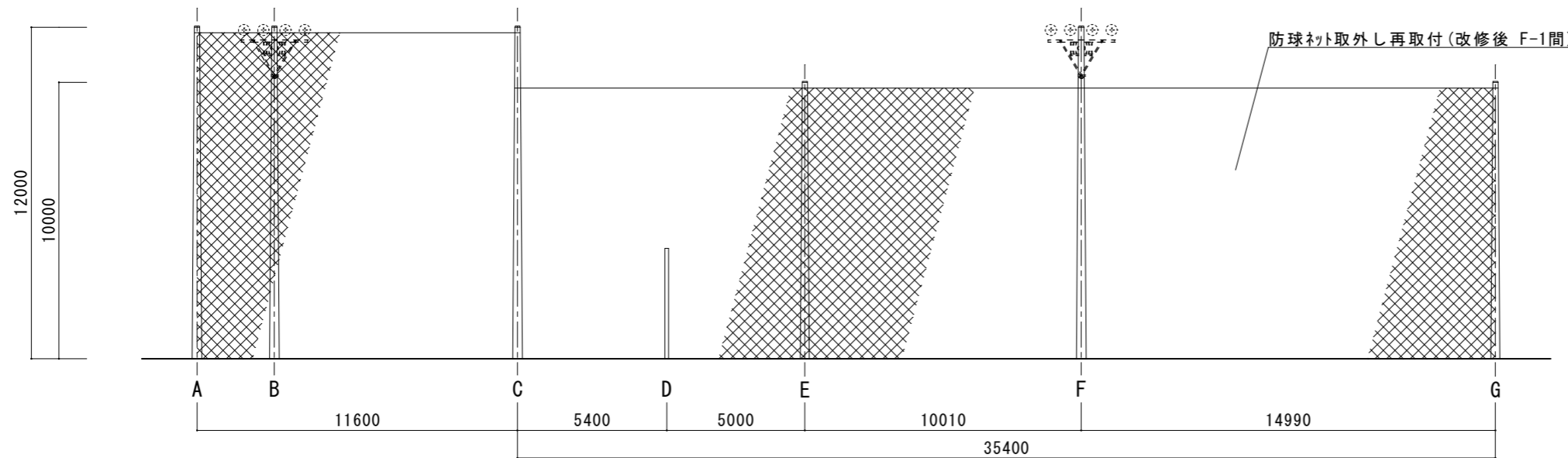
章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
二 章 改 修 仮 設 工 事	① 一般事項	① 一般事項	◎施工前に防球ネット柱の風圧力に対する検討を行い、監督員の承諾を得て施工すること。		
	2. ベンチマーク	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	② コンクリートポール	◎種類：長さ、末口、強度 15.0m×190mm×10.0kN ※製造メーカー：大日コンクリート工業製造品同程度	
	③ 足場等	・設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。 ・仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ・労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。 届け出を行った場合は、監督員に報告すること。 届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。 ・労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。 また、監督員から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。 ・外部足場(種類： , 仕様： 枚布、D= cm、シート仕様：) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2)の手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ・内部足場(種類： , 仕様： 枚布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) ・仮囲い(仕様： , H= m、L= m)(図示) ・ゲート(有・無、仕様：) ・足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ・受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ・石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場設置用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。 ◎コンクリートポール及び防球ネット撤去、新設の際には、安全対策としてA型バリケードを設置すること。(配置図参照)	③ 防球ネット	◎リヒレンネット 40mm目、φ1.9 (660T/28本)	
		④ 金属類及び77件類	◎清車以外は、溶融亜鉛メッキ品とする。		
		四 章 防 球 ネ ッ ト 工 事	① フェンス材	◎フェンス材料は、「ネットフェンス PC-A800：朝日スチール工業(株)同等品」とする。 ◎金網規格 スプリングネット(φ3.2×56mm 400g めっき鉄線)とする。	
			 <p style="text-align: center;">付近見取図</p>		
④ 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・ 設けない) ・監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1)机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2)ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3)請負加入電話の子機 (4)衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5)ファクシミリ他				
⑤ 工事用電気設備、工事用給排水設備	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。				
⑥ 工事車両用駐車場、資材置場、現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて)設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ・借地借家料 円				



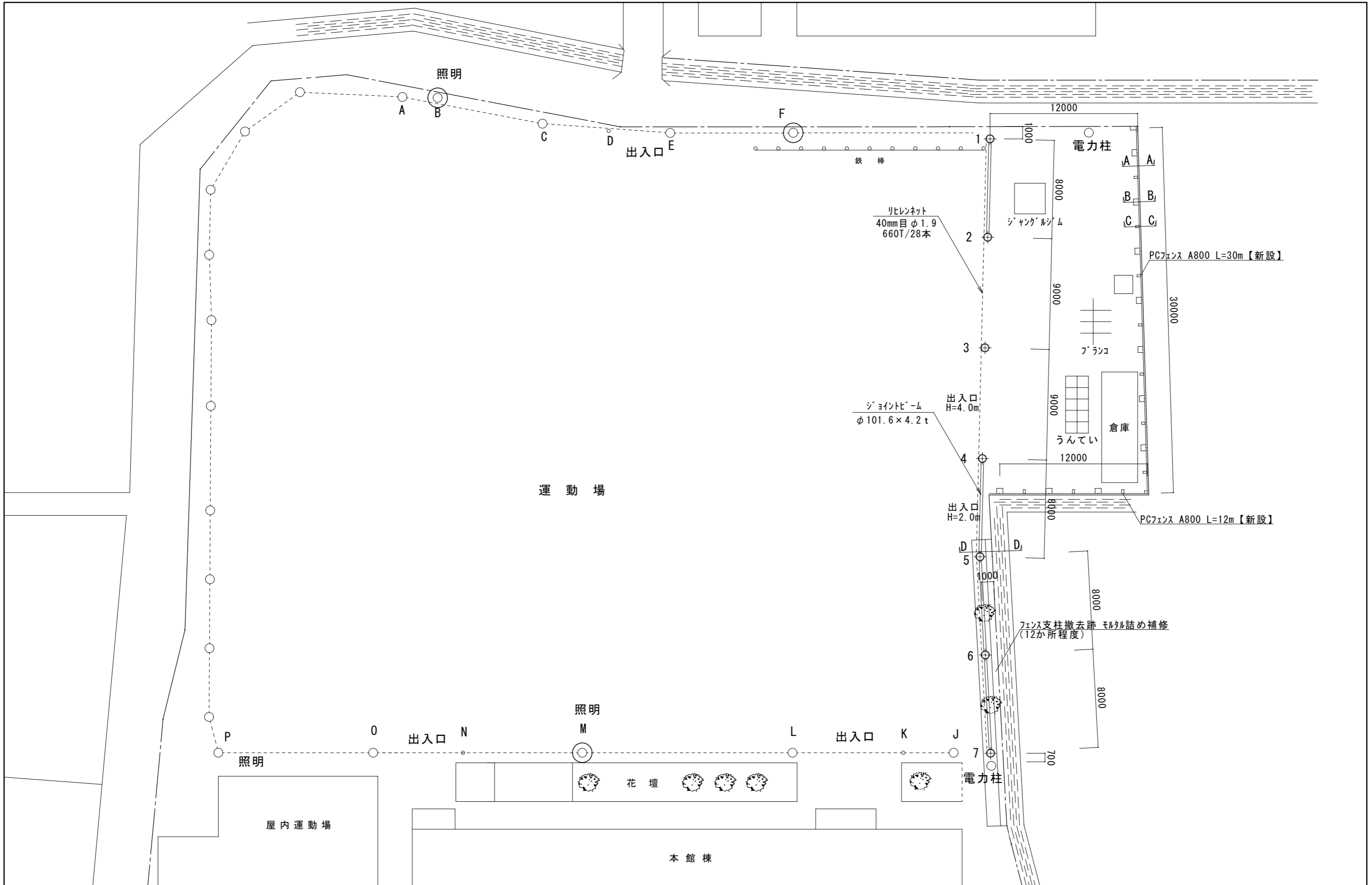
現状図 S=1/400

【残存・撤去】

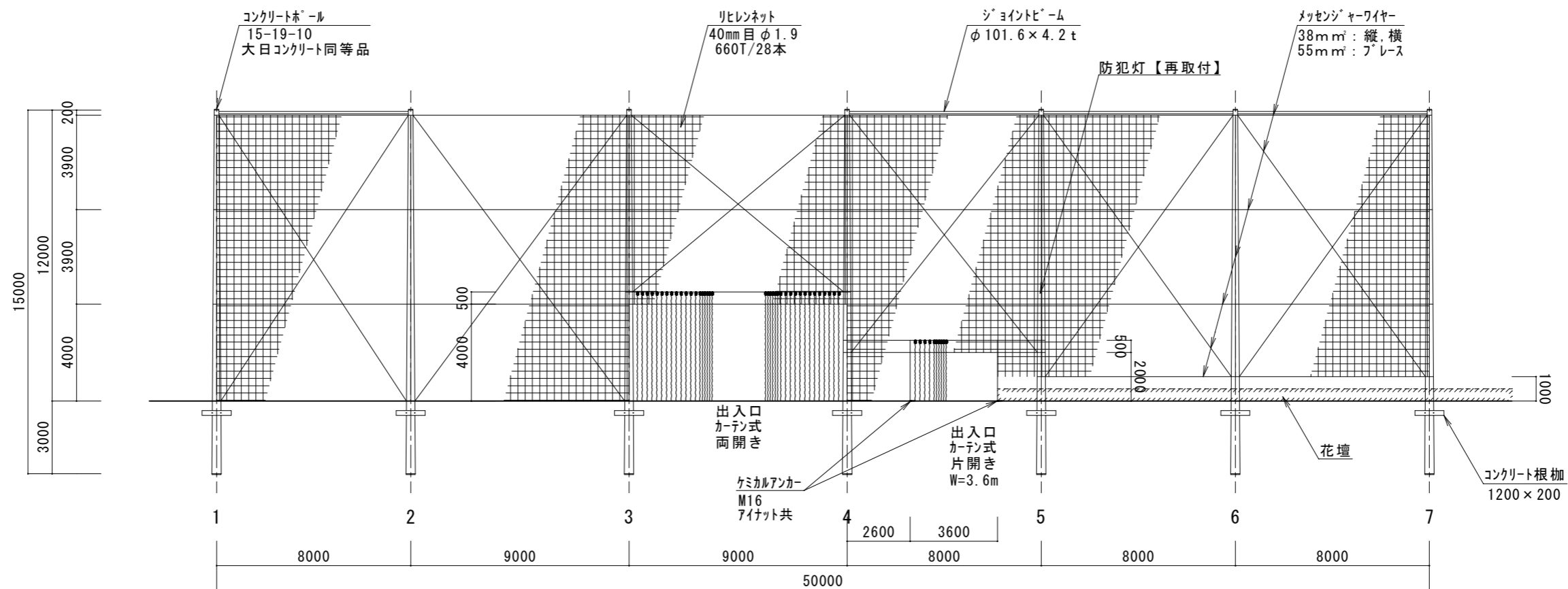
番号	名称	形状寸法等	数量	単位	備考
A	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
B	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
C	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
D	鋼管柵	長さ4,000mm	1.00	カ所	残存
E	コンクリート柵	長さ13,000mm×末口190mm×強度10.0kN	1.00	カ所	残存
F	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
G	コンクリート柵	長さ12,000mm×末口190mm×強度7.0kN	1.00	カ所	撤去・撤出・処分
H	コンクリート柵	長さ12,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	撤去・撤出・処分
I	コンクリート柵	長さ12,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	撤去・撤出・処分
J	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
K	鋼管柵	長さ3,000mm	1.00	カ所	残存
L	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
M	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
N	鋼管柵	長さ3,000mm	1.00	カ所	残存
O	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
P	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存



設計条件 ・平均風速 $V_0=36\text{m/s}$ 徳島県阿南市(建築基準法施行令第87条による) ・粗度区分 3(建築基準法施行令第87条による) ・土質 普通土質(B)・・・配電規定により仮定	阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名 岩脇小学校防球ネット改修工事(2期)(着手日指定型)	●縮尺 1/150	設計	図面番号
		●図面名 既存展開図(撤去)	●年月 令和6年4月		6

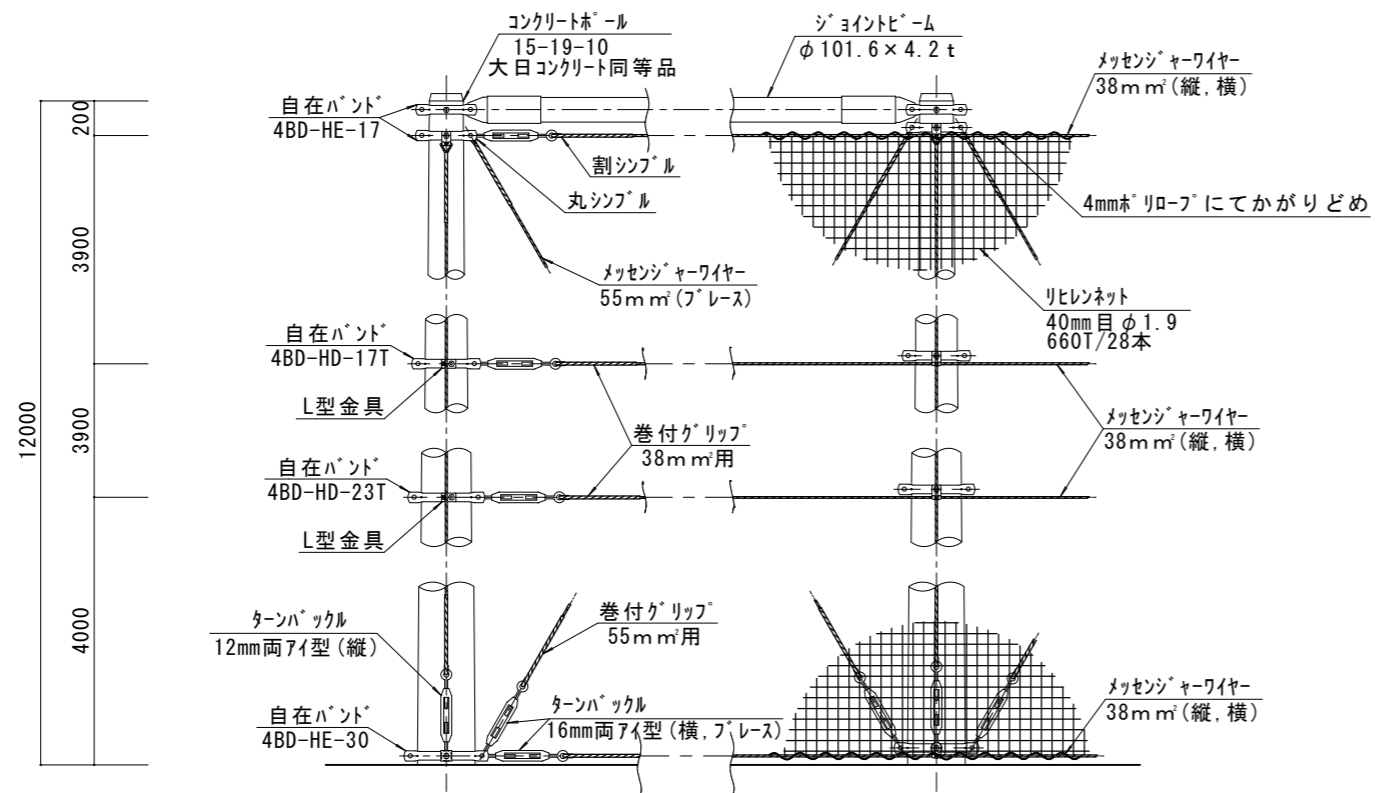


<p>設計条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均風速 $V_0=36\text{m/s}$ 徳島県阿南市 (建築基準法施行令第87条による) 粗度区分 3 (建築基準法施行令第87条による) 土質 普通土質 (B) ... 配電規定により仮定 	<p>阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785</p>	<p>●工事名 岩脇小学校防球ネット改修工事 (2期) (着手日指定型)</p> <p>●図面名 防球ネット配置図 (新設)</p>	<p>●縮尺 1/200</p> <p>●年月 令和6年4月</p> <p>設計 図面番号 7</p>
--	---	--	--

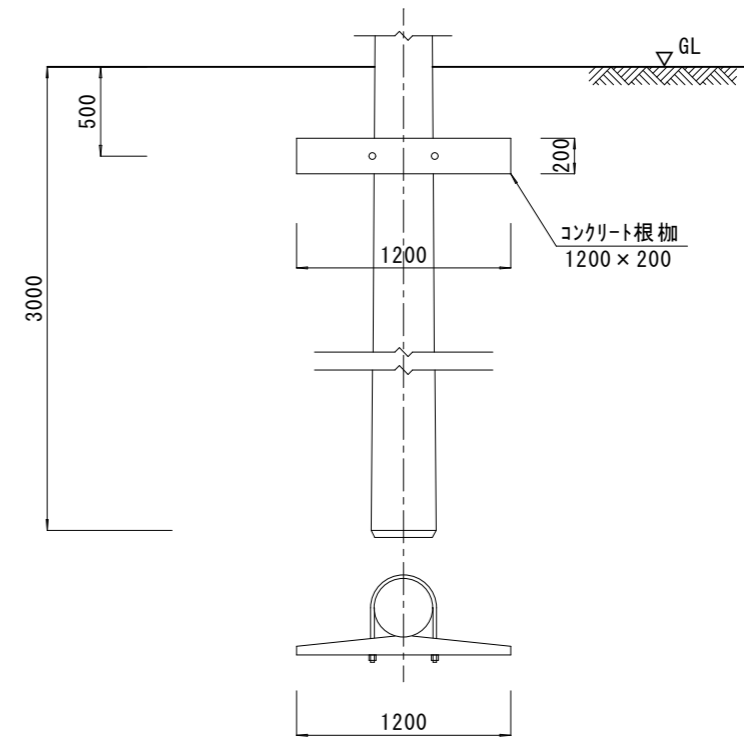


展開図 S=1/150

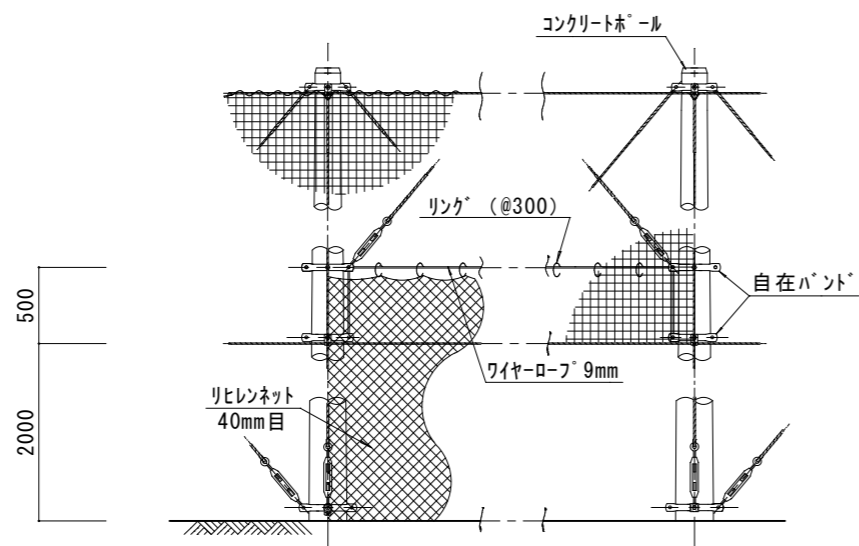
<p>設計条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均風速 $V_0=36\text{m/s}$ 徳島県阿南市 (建築基準法施行令第87条による) 粗度区分 3 (建築基準法施行令第87条による) 土質 普通土質 (B) ... 配電規定により仮定 	<p>阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785</p>	<p>●工事名 岩脇小学校防球ネット改修工事 (2期) (着手日指定型)</p> <p>●図面名 新設展開図</p>	<p>●縮尺 1/150</p> <p>●年月 令和6年4月</p>	<p>設計 図面番号</p> <p>8</p>
--	---	--	------------------------------------	-------------------------



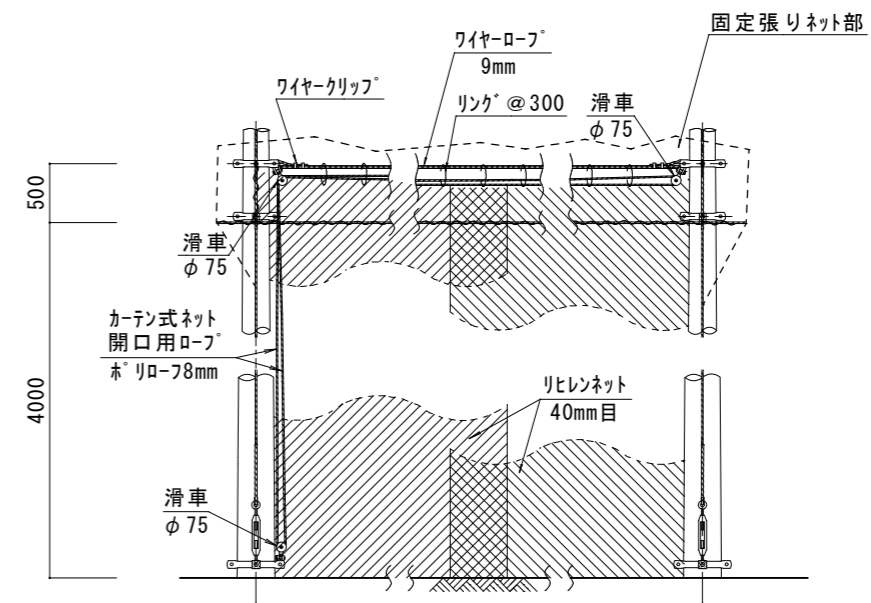
ネット取付詳細図 S=1/30



基礎詳細図 S=1/30



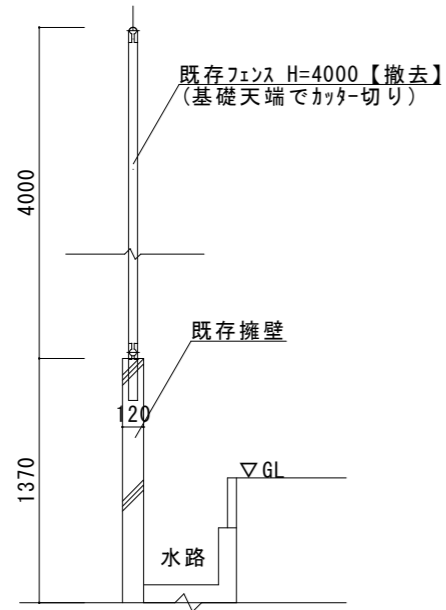
出入口取付詳細図 S=1/40
カテン式 (片開き)



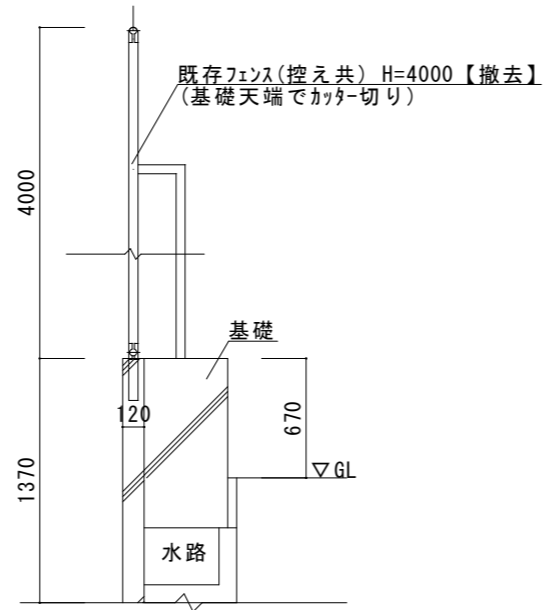
出入口取付詳細図 S=1/40
カテン式 (両開き)

設計条件	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	岩臨小学校防球ネット改修工事(2期)(着手日指定型)	●縮尺	1/30, 40	設計	図面番号
・平均風速 $V_0=36\text{m/s}$ 徳島県阿南市(建築基準法施行令第87条による)	阿南市役所	●図面名	新設展開図(2), 詳細図(出入口)	●年月	令和6年4月		9
・粗度区分 3(建築基準法施行令第87条による)	教育委員会 教育部 教育総務課						
・土質 普通土質(B)・・・配電規定により仮定	TEL(0884)22-3299 FAX(0884)22-4785						

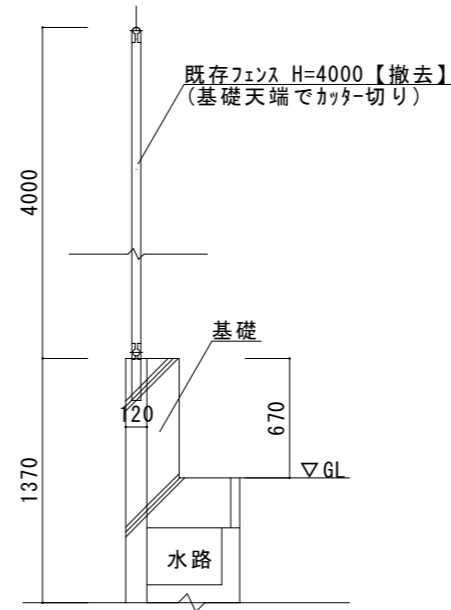
(改修前 A-A断面図)



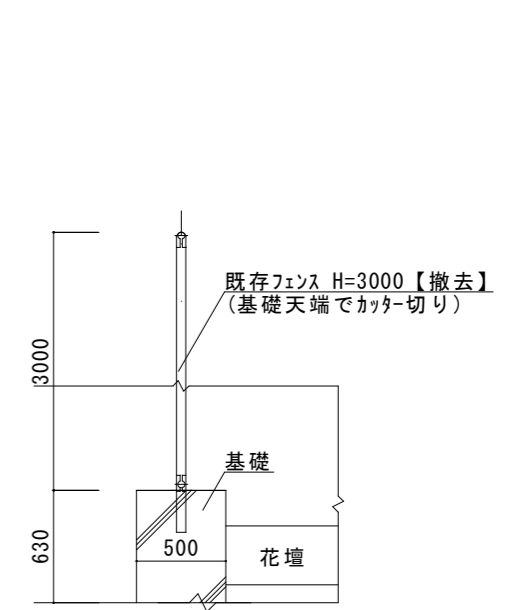
(改修前 B-B断面図)



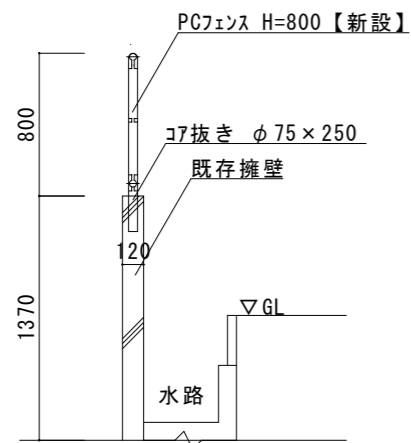
(改修前 C-C断面図)



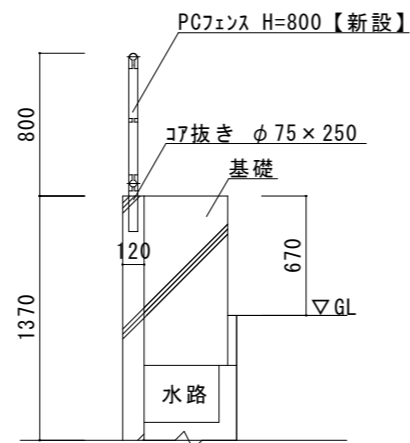
(改修前 D-D断面図)



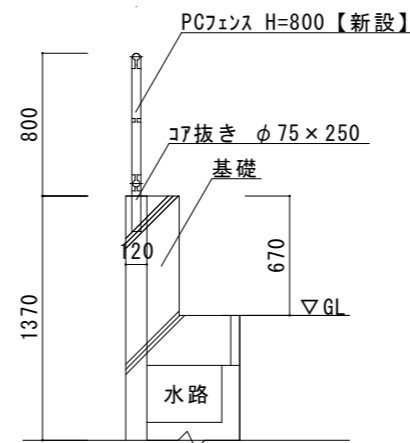
(改修後 A-A断面図)



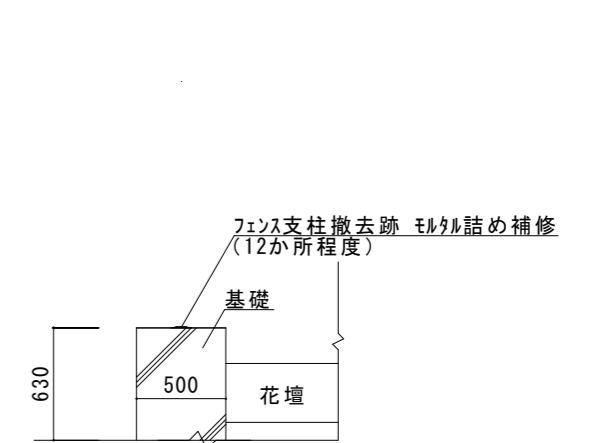
(改修後 B-B断面図)



(改修後 C-C断面図)



(改修後 D-D断面図)



設計条件	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	岩脇小学校防球ネット改修工事(2期)(着手日指定型)	●縮尺	1/30	設計	図面番号
・平均風速 $V_0=36\text{m/s}$ 徳島県阿南市(建築基準法施行令第87条による)	阿南市役所	●図面名	フェンス詳細図(撤去,新設)	●年月	令和6年4月		10
・粗度区分 3(建築基準法施行令第87条による)	教育委員会 教育部 教育総務課						
・土質 普通土質(B)・・・配電規定により仮定	TEL(0884)22-3299 FAX(0884)22-4785						